

—人口の動き—

4月末日現在  
( )は4月末との比較

人口	5,816人(-4人)
男	2,864人(-3人)
女	2,952人(-1人)
世帯数	1,271世帯(-1)
出生	7
死亡	5
転入	10
転出	16

広報

# わしま

発行  
和島村役場企画課

発行日  
昭和52年7月1日

印刷所  
㈱第一印刷所



## イチゴ摘み

六月六日 中沢にて

収穫の終わった中沢の大矢満寿雄さんのイチゴ畑で、小島谷中沢郷保育所の児童がイチゴ摘みをしました。かわいいモミジの手で摘みながら口の中にチョコイと失敬するちゃっかりやさん、中には「イチゴが草になっている」木になると思っていた子、ひたひたにびしょ汗をかきながら無心にバックに摘み取る子と、始めてイチゴ摘みを経験した楽しい一日でした。

## 年金の免除手続きはお早目に

ただいま、52年度分(52年4月から53年3月まで)の国民年金保険料の免除申請を受け付け中です。

この保険料の免除では  
①失業して、所得がない。  
②火災や風水害などにあい、被害をうけた。  
③家計が苦しい……などの事情で保険料を納めることが難しいと認められる人に、その年の国民年金保険料の納付を免除する制度です。

希望者は役場年金係に7月31日までに申込んで下さい。

7月中旬  
60歳になる人  
大正6・7・2〜大正6・8  
・1生まれ  
◎かけ金をかけ終わりました65歳になる人  
明治45・7・2〜明治45・8  
・1生まれ  
◎老齢年金を請求しましょう70歳になる人  
明治40・7・2〜明治40・8  
・1生まれ  
◎老齢福祉年金を請求しましょう。

犬・ねこの引取りには、申請・料金・印鑑が必要です  
やむを得ず飼育することが出来なくなった犬・ねこの引き取りに手数料をいただくことになりました。成犬・成ねこ各一匹につき千円  
仔犬・子ねこ各十四匹まで 千円  
詳しくは住民課畜犬係へ問い合わせください。

### 7月の心配ごと相談

日 時……5日、25日  
午前10時から午後3時まで

場 所……福祉センター

内 容……生活相談、医療相談、家事相談、児童相談、身障相談、職業相談、その他

### 7月の保健衛生行事

日	曜	種	目	対	象	時	間	場	所
22	金	二才児検診							
19	火	乳児検診							
14	木	妊婦検診		妊婦		午後一時三十分〜	三時		
12	火	婦人検診		一般婦人		午後一時三十分〜		福祉センター	
11	月	リニビリクリニック		卒中後遺症者機能訓練				与板保健所	
2	土	家族計画相談		家族計画又は健康について相談のある方		午前九時〜	十一時	福祉センター	

※6・13・21・28日に予定しておりました一般者の日本脳炎予防接種は、都合により中止いたします。

# 七月十日は参議院議員選挙の投票日です

第十一回参院通常選挙が六月十七日公示され、七月十日が投票日となりました。参議院は衆議院との二院で国会を構成する最高の機関で、私達の日常生活に影響のある政治の多くがここで定められる重要なところですから。私達の幸福は私達で守らなければなりません。この為には大事な一票をムダにせず私達の代表者を選ぶ為に行いましょう。

## 地区区と全国区

この選挙は地区区選出議員の投票と、全国区選出議員の投票との二つの投票をすることになります。地区区の投票用紙には地区区の候補者の名前、全国区の投票用紙には全国区の候補者の名前をハッキリ書いて投票して下さい。

## 投票の順序

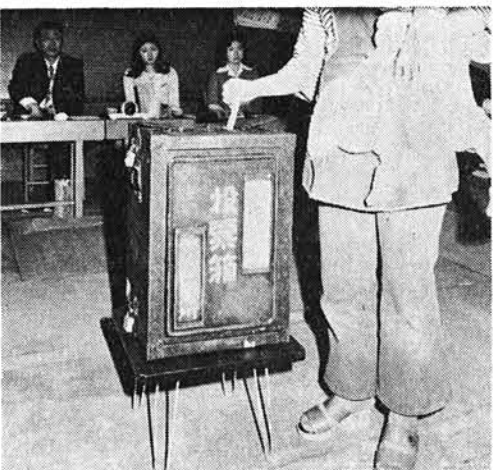
投票の順序は、地区区選出議員の投票を先に行い、次に全国区選出議員の投票を行います。

## 投票できる人

七月十日現在で満二十歳以上の人は投票することができます。但し転入や転出、満二十歳に達する人は次の点に注意して下さい。

●転出した人  
昭和五十二年三月九日以前に和島村から他の市町村へ転出した人は、その転出先の市町村で投票することとなり、和島村では投票できません。

●満20才に達する人  
昭和三十二年七月十一日以前に



必ず投票を

生まれた人で、引続き三月以上和島村に住んでいる人が投票できます。

●投票は早めに  
投票できる時間は、午前七時から午後六時までです。早めに投票所へお出かけ下さい。

●入場券を  
忘れずに  
投票所に行くとき

不在者投票のできる日時  
不在者投票は公示日の六月十七日から投票日の前日七月九日まで

●不在者投票のできる人  
選挙の当日、仕事で旅行や出張をする人  
やむを得ない用務または事故の為、村外に旅行中または滞在中の人  
病氣、負傷、妊娠、老衰などで投票日当日歩行が困難な人  
指定病院(日赤病院など)や老人ホームなどに入っている人

●郵便による不在者投票  
身体障害者手帳の交付を受けている方で次の障害のある人は、その現在する場所で、郵便の方法で投票することができます。

●選挙公報  
候補者の政見や経歴を記載した選挙公報を各世帯にお届けいたしますので、よくご覧になって、投票の際の参考にして下さい。

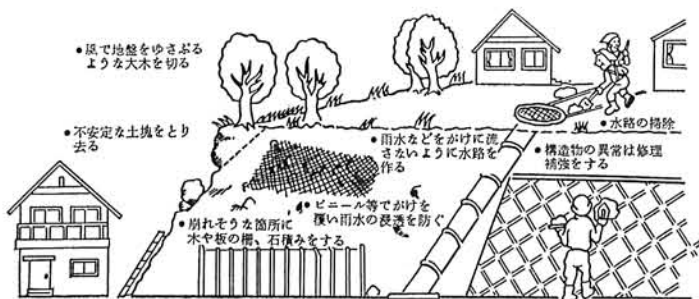
●開票  
開票は、七月十日午後七時より和島村総合福祉センター(遊戯室)にて行います。



不在者投票の手続は早めに  
投票日当日、所用で投票所に行けない人は、前もって投票できる不在者投票の方法がありますので、この方法を利用して棄権しないようにし

## あなたにも出来る防災の措置

★がけの周囲を日頃から見廻り次のようなことを早目に行ないましょう。



がけ崩れ災害の危い梅雨どき・台風どきの季節となりました。日頃の用心と早目の避難により災害をなくしましょう。

がけの傾斜三十度以上、高さ五米以上の急傾斜地で想定被害区域内に人家が五戸以上ある急傾斜地崩壊危険ヶ所が村内に三十九ヶ所もあります。

がけ崩れは、傾斜度が三〇度を超えると急に発生頻度が高くなります。又凹凸がある場合、上部がおおいかぶさっている場合、湧水があつたり、水が集まりやすい所、上部の排水不良の所、がけすそを切り込んだような所・表土の

厚いがけ等のところが、雨が降り始めてから一〇〇耗以上になり、又時間雨量が二〇耗以上になると特にがけ崩れが多くなります。

又、強い地震や、地震後の降雨に特に注意が必要です。

●がけ崩れに対する措置

- 1 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(急傾斜地法)
- 2 建築基準法
- 3 災害対策基本法の三法律により急傾斜地崩壊危険区域の指定が次の基準によりなされます。

①がけの勾配が三〇度以上。  
②がけの高さが五米以上。  
③がけ崩れにより危害が生ずる恐れのある人家が五戸以上となつておられます。

この災害危険区域に指定されますと住居用に供する建築物の禁止、又は移転を行う者には、補助金及び住宅金融公庫の融資が受けられます。

また、「防災のための集団移転」が設けられ危険住宅の移転の制度が設けられ危険住宅の移転を促進します。

又、市町村では急傾斜地崩壊危険区域ごとに地域防災計画の中に警戒避難体制を定め人身事故を防ぐため努力することになります。防災工事については、本来個人

の責任で行うことが原則です。しかし毎年多くの人身災害が全国的に発生している実情から、次のような場合は国庫補助事業で都道府県営工事として、その地域に住んでいる方々が受益の程度に応じて費用の一部を負担して崩壊防止工事を実施します。

- ①宅地造成等人工的な手を加えていない自然がけ。
- ②家屋移転適地がない場合。
- ③個人の力では施工困難な場合。
- ④がけの勾配三〇度以上の高さ一〇米以上のがけ。
- ⑤人家一〇戸以上等。

本村内では、現在のところ危険区域の指定地はありませんが、この指定を受けるとこの区域内における次の行為が制限されます。

- ①水の放流又は停滞させる行為
- ②ため池・用水路その他の施設又は工作物の設置又は改造
- ③のり切、切土、堀さく、盛土
- ④立木の伐採
- ⑤土石の採取又は集積

しかしながら本村内三十九ヶ所の危険ヶ所の中より最も危険なところから関係者と語り地域指定をする計画であります。(この事項について御意見等がありましたら役場建設課まで)

五月二十九日・三十日の二日にわたり、新緑の山寺、天童温泉へ臨時列車和島村民号が運転されました。

●行方不明の人を  
捜す相談所開設

警察では、次により行方不明の人を捜す相談所を開設しますので、お気軽においで下さい。

●相談所開設期間  
8月1日～8月31日まで

☆巡回相談所

とき	ところ	電話
8月1日	新発田警察署	(2) 5151
8月2日	三条警察署	(2) 1331
8月3日	長岡警察署	(2) 2121
8月4日	上越北警察署	(4) 3121

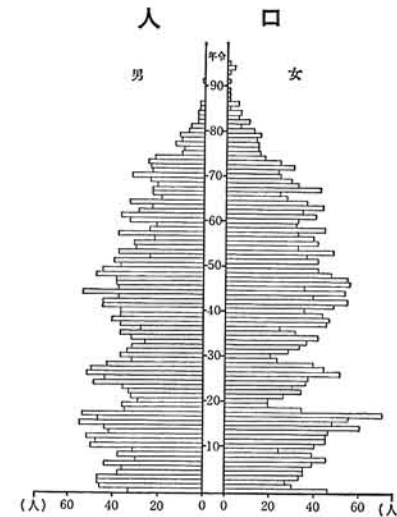
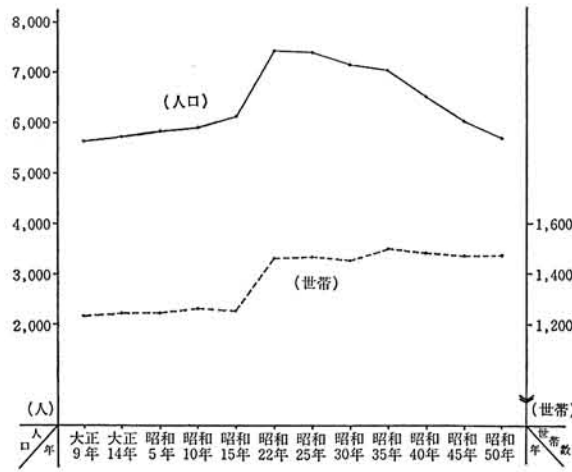
●相談時間  
午前9時～午後5時まで  
(土曜日は午後0時30分)

●常設相談所  
左記の巡回相談日を除く期間中新潟県警察本部鑑識課  
(新潟中央警察本部4階)  
電話 新潟28-2821  
内線 501・502

今年、その後の消息が知れず、困りの方は、ぜひ、おいで下さい。この期間以降も、本部鑑識課で相談に応じています。



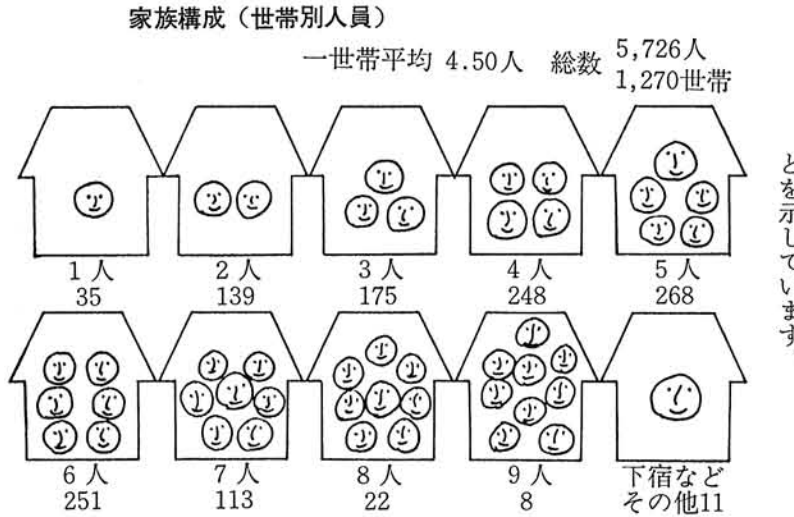
人口、世帯数の推移



産業	人数	割合
第1次産業	751人	24.8%
第2次産業	1,439人	47.6%
第3次産業	835人	27.6%
<b>50年 総数</b>	<b>3,025人</b>	

産業	人数	割合
農業や林業	1,953人	56.9%
鉱業や建設業	697人	20.3%
製造業	782人	22.8%
卸・小売業・金融		
保険・運輸・サービス・公務		
<b>45年 総数</b>	<b>3,432人</b>	



- 。試験
  - 。第一次試験 10月2日(日)
  - 。第二次試験 11月上旬から12月中旬までの間の1日
  - 。受験地
    - 。県内は、新潟市、長岡市、上越市、佐渡郡佐和田町
  - 。合格発表 11月7日(月)
  - 。第二次試験
    - 。11月上旬から12月中旬までの間の1日
    - 。受験地
      - 。第一次試験地のうちから指定
      - 。最終合格発表 12月下旬
      - 。採用内定通知 12月下旬
      - 。採用日 昭和53年4月1日

飲酒運転違反者 川端 1人(男) (5月中)

### 農業人口が大幅に減

このたび、みなさんのご協力により五十年十月一日現在で行なわれた国勢調査結果が、総理府統計局によりまとめられ発表されましたので主な結果を紹介いたします。

**人口、世帯数** また世帯数は一千二百七十二世帯で昭和二十二年から横ばい状況にあることから核家族化の進行が伺えますが、一世帯当りの構成人

員は四・五人と県平均の三・九三人に比べるとまだかなり高くなっています。

年令構成を見ますと、働き盛りの二十代、三十代は県平均より少なく、逆に六十五才以上のお年寄りの割合が高くなっていることから推測しますと本村も「高齢化社会」の傾向にあります。

**就業人口**

### 税務大学校学生の募集

国の重要な行政の一環を担う税務関係職員の募集が行われています。

**受験資格**  
昭和32年4月2日から昭和35年4月1日までに生れた男子

**応募期間**  
昭和52年7月13日から7月22日まで(希望する受験地区の人事院地方事務局へ)

**申込用紙等は**  
長岡市南町三丁目  
長岡市南町三丁目  
電話35局2070  
に用意してあります。

**試験**  
。第一次試験 10月2日(日)

### シートベルトは あなたの命を守ります

七月は、涼を求めて海へ山へ、あるいはレジャーと、何かと車で旅行する機会が多くなります。気温の上昇とともにうなぎのぼりになるのが交通事故です。

新潟県内の交通事故は、昭和四十八年から四年連続して減少しておりますが、それでもなお昨年一年間に二、五、四五人の死傷者が出ております。このうち自動車運転中及び同乗中の死者は全死者二七二人の三七・五%を占める一〇二人を数えています。もし、シートベルトを着用していたならば七〇人は死をまぬがれたであろうと認められる現状です。



このような実情からシートベルトの効果について再認識のうえ正した着用する習慣が定着し、悲惨な交通事故が一件でも少なくなるよう願うものです。

シートベルトには「事故から身を守る」という直接効果と「事故を予防する」という間接効果があります。あなた自身の、あるいは家族の安全は、運転するあなたの手にかかっています。シートベルトを着用し、ゆとりある運転で快適な夏を過ごして下さい。

### 一人の不注意でみんなが迷惑 必ず守ってください

各世帯から出されるごみは年々増大し、ごみ質の多様化に伴いごみ質の悪さから、焼却場や不燃物処理場では能率が上らず困っています。

先月、燃えるごみの中に入っていた「スプレー缶」が爆発し、清掃センター職員が火傷する事故が発生しました。又、阿弥陀瀬地内



阿弥陀瀬の不燃物処理場

の不燃物処理場周辺にカラスの集団が住みつき付近の農作物に被害が出ています。ごみを出す一人一人の不注意が皆んなに迷惑をかける。次のことを必ず守ってください。

◎燃えるごみの中には、絶対に燃えないごみを入れない。  
空カン、空ビン、セトモノ類、

### 和島村消防団夏期演習

和島村消防団では、団員の志気昂揚と消防精神の錬成をはかると共に非常時に対する訓練を目的として消防演習を七月二十四日島田小学校グラウンドにて早朝より行う予定です。ご都合のできる方は遠慮なく参観下さい。

**行政相談委員** 若井市郎  
北野電話二七六〇

貝殻類、残灰、その他の不燃物特にスプレーの空き缶は完全に空にしてから出して下さい。

◎水分の多く含まれているごみは水切をしてから袋に  
台所から出される魚屑類のごみは、それだけでは燃えませんので古新聞、古雑誌等不用の紙屑と一緒に出して下さい。

これから西瓜や枝豆の時期になりますが、西瓜の皮は燃えませんが、空気に埋めてください。どうしても処分できない場合はビニール袋に入れて不燃物収集日に、又枝豆の豆ガラは天日に二三日干してから出して下さい。

◎ビニール、ハッポウスチロール、ゴム類(古タイヤ)は不燃物扱いです。  
不燃物収集日に出してください。又不燃物の中には食べ物の

### 行政の苦情は お気軽に行政相談委員へ

行政相談委員は国民が行政に関するもろもろの苦情や意見、要望、問い合わせなどについて、気軽に相談出来るよう、行政管理局長官が委嘱する民間人です。

相談にあたっては、申出人の秘密を守り、公正中立な立場から、必要な助言をしたり、行政監察局や関係機関に、相談内容を通知し、問題の解決、意見要望の実現を促進し、国民の声を行政に反映させることをねらいとしています。

役所の仕事にはいろいろありますが、行政相談で扱うのは国の役所の仕事を始めとして国鉄・電々公社・専売公社・公団・公庫などのように国から特別の監督を受けている法人の仕事、あるいは、都道府県や市町村の仕事のうちで、国から任せられたり、補助金を受けたりして行っている仕事についての苦情です。

しかしそうはいいまでも、いざ具体的苦情となりますと、国と関係のある仕事はどうか、よく分からない場合があります。そういうときは、とにかく気軽にお申

出になることをお勧めいたします。お申出は直接、口頭でなされることをお勧めしますが、簡単なものは電話で結構です。

行政相談委員は申出られた方々の相談相手となって、手続きをお教えしたり、相談の内容を国の役所に通知して解決を促し、また、県や市町村の仕事については相談の内容を連絡して解決を促進しています。

しかし、それでも解決しないとか役所の処理が適正でないと思われるときは、行政監察局に通知し、行政監察局で検討やあつせんをしています。

残りや魚屑等は入れないでください。  
廃材等は事前に清掃センターまで連絡をしてください。  
TEL・二二五二

交通事故件数 0件 傷者数 0 (5月中)